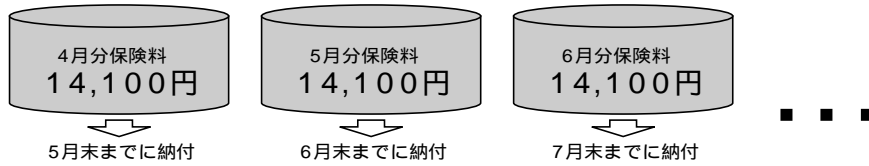


国民年金保険料の納付は「口座振替」が“便利”で“お得”です!

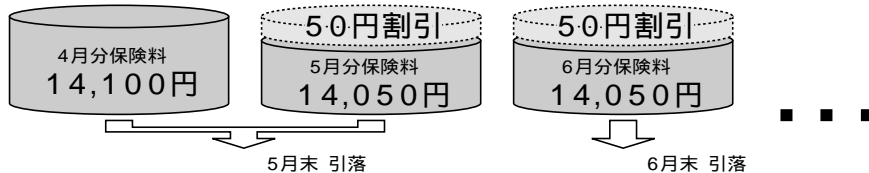
当月末の
口座振替【早割】

保険料を当月末の口座振替【早割】にすると月々 50 円(年間 600 円)のお得!

毎月、現金で
納付する場合



口座振替で早
割にした場合
(5月分からの例)



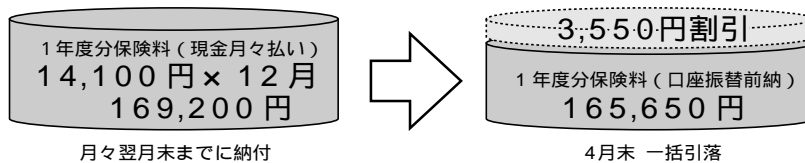
月末が休日の場合は、翌営業日が引落日となります。
原則として、初めて口座振替を申し込まれた方の初回は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2ヶ月分の保険料を引落とさせていただきます。その後は当月分(50円割引)の1ヶ月分の引落とさせていただきます。
保険料額は19年度の額です。

1年度分または6ヶ月分の口座振替による前納は、もっとお得です

口座振替が開始されるまで、お申し込み後2ヶ月程度かかります。お申し込みはお早めに。
すでに口座振替で前納されている方(引き続き第1号被保険者である方)は、毎年お申し込みしていただく必要はありません。

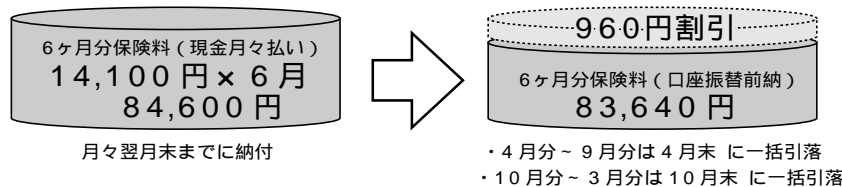
1年度分の
口座振替前納

1年度分(4月分～翌年3月分)の保険料を口座振替によりまとめて前納すると、現金で月々保険料を納付した場合に比べ、年間3,550円の割引となります。



6ヶ月分の
口座振替前納

6ヶ月分(4月～9月分、10月分～翌年3月分)の保険料を口座振替によりまとめて前納すると、現金で月々保険料を納付した場合に比べ、それぞれ960円(年間1,920円)の割引となります。



月末が休日の場合は、翌営業日が引落日となります。
原則として、初めて口座振替で1年度分の前納を申し込まれた方は13ヶ月分(3月分+4月分～翌年3月分)を、6ヶ月分の前納を申し込まれた方は7ヶ月分(3月分+4月分～9月)又は(9月分+10月分～翌年3月分)の保険料を引落とさせていただきますので残高不足にご注意ください。

お申し込み方法

口座振替申出書に必要な事項を記入・押印(金融機関の届出印)し、徳島南社会保険事務所(☎088-652-3111)にお申し込みされるか、ご郵送下さい。また金融機関窓口にご提出いただいても結構です。

前納のお申し込みは、1年度分及び上期6ヶ月(4月分～9月分)は2月末までに、また、下期6ヶ月(10月分～翌年3月分)は8月末までに、社会保険事務所必着となるようにお早めにお申し込みください。

すでに口座振替で前納されている方(引き続き第1号被保険者である方)は、毎年お申し込みしていただく必要はありません。